

## 職員の懲戒処分について

令和4年3月18日  
総務部

令和4年3月18日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

### 1 事案の概要

一般社団法人大雪カムイミンタラDMOにて登記事務を担当していた職員が、平成31年度から令和2年度分までの役員変更に係る登記変更を速やかに行わなかった結果、前理事長に過料が科されたもの。また令和3年7月に、当該手続に必要な登録免許税の支出処理等について正規の事務処理手続を経ることなく登記変更を行ったもの。

### 2 当該職員

観光スポーツ交流部観光課 事務職員

### 3 処分の内容

戒告